〇就労移行支援サービス費

						注							
基本部分					地方が 地方が はな 指す が指す 大田 で で で で で で で で で で で で で	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合	又は	サービス管理 責任者の員数 が基準に満た ない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃 止未実施減 算
イ 就労移行支援	(1) 定員20人以	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場	合	(1128単位)			1						
サービス費(I)	下	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割		(959単位)									
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割		(820単位)									
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割		(690単位)									
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割		(557単位)									
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未	満の場合	(507単位) (468単位)									
	(2) 定員21人以	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	LA	(468単位) (1035単位)									
	上40人以下	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割		(863単位)									
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割		(725単位)									
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割		(631単位)									
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割	未満の場合	(506単位)									
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未	満の場合	(448単位)									
	(a) 📥 🖽 L DI	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合		(414単位)									
	(3) 定員41人以 上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場		(1003単位) (838単位)				減算が適用さ れる月から2		減算が適用さ れる月から4	減算が適用 される月から		
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割						月目まで		月目まで	2月目まで		利用者全員
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割		(693単位) (596単位)	× 965/1,000	×70/100		×70/100		×70/100	×70/100	× 95/100	について、1
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割		(497単位)	1,000		1	3月以上連続		5月以上連続	3月以上連続	. 557 100	日につき5単 位を減算
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未		(428単位)			1	して減算の場合		して減算の場合	して減算の場 合		
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合		(395単位)		[[× 50/100		× 50/100	× 50/100	1	
	(4) 定員61人以	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場		(948単位)			1						
	上80人以下	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割		(797単位)		[[1	
1		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割		(646単位)		[[1	
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割		(544単位)									
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割		(476単位) (400単位)									
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	油の場合	(369単位)									
	(5) 定員81人以	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場	l습	(915単位)									
	上	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割		(760単位)									
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割		(607単位)									
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割	未満の場合	(498単位)									
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割	未満の場合	(460単位)									
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未	満の場合	(374単位)									
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合		(346単位)		L	j						
※ 令和3年9月30	0日までの間は、基	本報酬について、所定単位数の1,001/1,000	に相当する単位数を算定する。										
福祉専門職員配置	等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I)		(1日につき15単位を加算)									
		□ 福祉専門職員配置等加算(II)		(1日につき10単位を加算)									
		ハ 福祉専門職員配置等加算(皿)		(1日につき6単位を加算)									
就労支援関係研修	修了加算			(1日につき6単位を加算)									
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)													
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)													
訪問支援特別加 第(日2回を限度)	イ 1時間未満 ロ 1時間以上			(1回につき187単位を加算)									
算(月2回を限度)	(1回につき280単位を加算)												
欠席時対応加算()	月4回を限度)			(1回につき94単位を加算)									
					A == + 11 .	A NUMBER OF THE PARTY OF THE PA	ım.÷			E	99 / 0 / n± 9n · · · ·	L 7 ID A	
医療連携体制加算	ı	イ 医療連携体制加算(I)		(1日につき32単位を加算)							間が1時間未満で		34
		□ 医療連携体制加算(II)ハ 医療連携体制加算(II)		(1日につき63単位を加算) (1日につき125単位を加算)							間が1時間以上2時間が2時間以上で		9 E
		二 医療連携体制加算(IV)		(1日につき125単位を加算) (1日につき800単位を加算)	- 20/MHJ / 7	_~		value C		. LI LOCATION NET	= -91m/ X ± C(
				(1日につき500単位を加算)	注 医療的ケア	を必要とする利用	用者に	対する看護であ	る場合	à			
				(1日につき400単位を加算)									
I		ホ 医療連携体制加算(V)		(1日につき500単位を加算)									
<u> </u>		へ 医療連携体制加算(VI)		(1日につき100単位を加算)									
精神障害者退院	イ 精神障害者退	院支援施設加算(I)		(1日につき180単位を加算)									
		見院支援施設加算(Ⅱ)		(1日につき115単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)													
食事提供体制加算 (1日につき30単位を加算)													
移行準備支援体制	加箕			(1日につき41単位を加算)									
		A MA YOU TO MAKE A ME A ME							l				
送迎加算		イ 送迎加算(I)		(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)	注 同一敷地内	の場合 × 70	0/100						
障害福祉サービス	の体験利用支援加	ロ 送迎加算(II)		(1日につき500単位を加算)	注 地域生活专	援拠点等の場合	ì -	+50単位					
通勤訓練加算		口 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ι)	(1日につき250単位を加算)			-						
在宅時生活支援サ	トービス加質			(1日につき800単位を加算)									
(1日につき300単位を加算) 社会生活支援特別加算													
任芸生活文接特別ル算 (1日につき480単位を加算)													

支援計画会議実施	5加算						
	(1回につき583単位を加算						
福祉·介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×64/1,00) 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等					
	□ 福祉·介護職員処遇改善加算(II) (1月につき + 所定単位×47/1.00	特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 短礼・介護際員加選改善特別加管上の併発不可					
	(1月につき +所定単位×26/1,00	注4 指定障害者支援施設において行った場合					
	二 福祉·介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/10	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×27/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/100)					
	ホ 福祉·介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/10	ホ 福祉·介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処	遇改善特別加算	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員 特定処遇改善加算を除ぐを算定した単位数の合計					
	(1月につき +所定単位×9/1,00	注2 福祉・介護職員処理改善加算との併給不可 注3 令和2年度から観続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能					
福祉·介護職員等 特定机遇改善加	イ 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×17/1,00)) 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等 特定処遇改善加算を除くを算定した単位数の合計					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1,00	注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×18/1,000)					